

名古屋市営自転車駐車場をお申込みの方は

↓↓↓こちら↓↓↓

名古屋市有料自転車駐車場

定期利用規約

(2ページへ)

豊川市営自転車駐車場をお申込みの方は

↓↓↓こちら↓↓↓

豊川駅西口第2自転車駐車場

定期利用について

(5ページへ)

## 名古屋市有料自転車駐車場 定期利用規約

MHAグループ（㈱日本メカトロニクス・アマノ㈱）が指定管理者として管理する名古屋市有料自転車駐車場（以下「駐車場」とする）を定期利用する者は以下の項目を遵守し、安全かつ快適に駐車場を利用するものとする。

尚、この管理規約は「名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例」及び「名古屋市有料自転車駐車場条例」に基づき、MHAグループが駐車場を管理する上で必要な項目を「定期利用規約」として作成されたものである。

### 1. 定期利用可能車両

- 1-1 定期利用が可能な車両は、以下の駐車装置を使用する際は、各装置に適合した範囲内の J I S 規格一般用自転車とする。
- 1-2 駐車装置の無い車室についてはその区分に従い自転車または原動機付き自転車（50cc以下）の駐車が可能とする。（但し、収容台数を超える駐車はできない）

駐車装置	タイヤサイズ		全長	総重量 (装備品等含む)
	リム径 (サイズ)	幅 (タイヤ部)		
固定ラック	16～28インチ	54mm以下	1850mm以下	30kg以下
スライドラック	22～28インチ		1800mm以下	25kg以下
電磁ラック	16～28インチ		1850mm以下	30kg以下

駐車装置	タイヤサイズ		全長	全高	総重量 (装備品等含む)
	リム径 (サイズ)	幅 (タイヤ部)			
2段ラック (上段)	22～28インチ	54mm以下	1800mm以下	1100mm以下	25kg以下
2段ラック (下段)			1850mm以下		30kg以下

- 1-3 各駐車場の駐車装置及び配置によって上記に適合した車両であっても駐車できない場合がある。その際は、各施設の職員又は指定管理者の指示に従うものとする。

### 2. 利用料金

- 2-1 定期利用者は利用を開始する前月末までに以下の利用区分に相当する各駅ごとに定められた利用料金を支払うものとする。尚、定期契約期間は1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の単位とする。

区分	期間	対象駅		
		1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月
自転車	一般	2,000円	5,500円	10,000円
	大学生等	1,700円	4,500円	8,000円
	高校生以下	1,500円	4,000円	6,000円
原動機付き自転車 (50cc以下)		3,500円	9,500円	18,000円

区分	期間	対象駅		
		1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月
自転車	一般	1,500円	4,000円	7,500円
	大学生等	1,200円	3,100円	5,700円
	高校生以下	1,000円	2,500円	4,000円
原動機付き自転車 (50cc以下)		2,600円	6,800円	13,000円

- 2-2 大学生等及び高校生以下、減免の各定期を契約する者は各駐車場管理事務所にて所定の証明書を提示し、職員の確認を得なければならない。
- 2-3 減免の定期契約期間は1ヵ月の単位とする。
- 2-4 減免の定期契約者は当該駐車場における1回利用の減免申請を同時に申し込むことは不可とする。
- 2-5 管理者は上記の区分・期間及び利用料金を、制度の変更及び改定等により変更する場合がある。

### 3. 利用申し込み手続き（新規申込み）

駐車場の定期を新規に申し込む場合は所定の手続きによって申し込み後、当グループが発行する定期カードを受領し、そのカードによって定期料金の支払い及び定期シールの自転車等への貼り付け等の諸手順をすべて完了しなければならない。

### 4. 利用上の注意及び免責事項

- 4-1 定期利用者が駐車場利用の際は、現地の利用案内看板、注意事項等の表示に従い、正しく利用すること。
- 4-2 定期利用者は駐車場内での入出庫及び駐車方法など、各施設の利用方法及び職員の指示に従うこと。
- 4-3 定期利用者は駐車場内では契約しているブロックの車室（ラックまたは枠線）内に正しく駐車すること。
- 4-4 指定管理者は通路や出入口周辺など、車室以外の場所への自転車等の放置を違法駐車として移動又は撤去することができる。
- 4-5 定期利用者が買い替え、修理などにより別の自転車等で定期利用する場合には必ず事前に管理事務所等へ申し出なければならない。申し出の無い場合は不正利用または1回利用と見なされる場合がある。
- 4-6 定期シールが無い自転車等は違法駐車とし、移動及び撤去の対象となる。
- 4-7 指定管理者が移動又は撤去を行う場合、ワイヤー錠等の鍵類を切断する場合がある。  
なお、この場合の自転車等の破損及び切断したワイヤー錠等の弁済は一切しない。
- 4-8 定期利用者は定期カードを常時携帯し、職員が提示を求めた場合には提示すること。
- 4-9 定期利用者が利用規約に反した場合や職員の指示に従わない場合、指定管理者は利用を停止させ退場させることができる。
- 4-10 定期利用者は駐車する自転車等に堅牢な鍵をかけ、駐車に際して細心の注意を払わなければならない。
- 4-11 指定管理者は次の事由によって生じた自転車等又は利用者の損害についての賠償責任は負わない。
  - ・自然災害その他不可抗力による事故、トラブル
  - ・事故、トラブル等に対する措置によるもの
  - ・自転車等本体及び積載物及び取付物等への盗難、又は悪戯
  - ・営業停止又は中止、休止等の措置によるもの
  - ・利用者又は第三者による規定・想定外の行為等
  - ・適正な管理上必要な措置として実施した移動または撤去等の措置によるもの
  - ・駐車場の器具及び装置、設備等によって、自転車等と構造上直接接触することにより生じた傷、破損等
- 4-12 指定管理者は、駐車場内での規定外の利用、他の利用者に迷惑となる行為、危険物の持込や危険な行動等を発見した場合は、管理上、その対象者の利用を停止させ退場させることができる。
- 4-13 定期利用者が故意または過失等によって駐車場内の設備や他の者及び他の自転車等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 4-14 指定管理者は施設の保全、改修、修繕等により駐車場の運用ができなくなった場合、一部または全部の施設利用を中止することができる。その際には定期利用者の利用ブロック等の変更・移動をすることがある。
- 4-15 上記の事由等で指定管理者は一部または全部の定期利用者の契約を解除する場合がある。ただし、その場合に指定管理者が他の駐車場所の確保をすることはしない。

### 5. 申込者の個人情報の取扱

申込者の個人情報等は全て「名古屋市個人情報保護条例」及び「MHAグループ個人情報保護規定」に基づいた取り扱いを行うものとするが、定期契約者管理を行う上での必要性を判断した上で、名古屋市及び名古屋市の指定する指定管理者または施設管理者等に提供することがある。

### 6. 定期利用期間の更新

- 6-1 定期の更新を希望する者は契約期間終了月の16日から末日までに各施設の更新方法に従って定期の更新を行う事ができる。（更新方法の詳細は各駐車場又は施設に掲示された方法による）
- 6-2 定期利用者の故意または失念によって定期更新期限が切れた場合は、自動解約となる。  
また、故意または失念によって更新期限が切れた状態で利用を継続した場合は超過した期間の利用料金を指定管理者が別途徴収することができる。更に1回利用の規定に則って、放置自転車等と見なした場合は、移動及び撤去保管の処分とし、定期利用者は各保管場所の規定によって利用料金及び返還費用を支払わなければならない。

### 7. 変更手続き等

定期利用者は、利用開始後に区分及び期間、駐車ブロック等の変更を希望する場合や新規申し込みの際に記載した住所、連絡先等に変更があった場合は変更の手続きをしなければならない。なお、駐車ブロックの変更については変更を希望する場所の利用状況によって変更を受け付けられないことがある。

### 8. 定期カード、定期シールの再発行等

- 8-1 定期利用者が定期カード、定期シールの紛失及び盗難に遭った場合、指定管理者及び各管理事務所に申し出て再発行の手続きをしなければならない。
- 8-2 定期カードの再発行については再発行手数料として300円（税込）を支払うものとする。
- 8-3 指定管理者は定期カード及び定期シールが無い状態での利用について、理由の如何を問わず認めない。

## 9. 解約・還付手続き等

9-1 定期利用者で解約を希望する者は別途解約手続きを行うこと。

9-2 解約を希望する者は、解約に際し、未使用月分の還付を請求する者は合わせて還付請求手続きを行うこと。  
ただし、還付の金額については既定の計算方法によるものとし、原則定期カード及び定期シールの返納が終了した時点の当該月を最終利用月とする。なお、最終利用月の末日までは利用を認められる。

## 10. その他の事項

10-1 この利用規約に定めのない事項については、道路交通法、民法又は名古屋市条例等の規則・規定に従って処理する。

10-2 本利用規約は安全・安心の確保等の理由で、事前に通知することなく改定することがある。

名古屋市有料自転車駐車場 指定管理者 : MHAグループ  
(但し、以下に記載の各駅自転車駐車場)

黒川駅、志賀本通駅、上飯田駅、平安通駅、大曾根駅、コヤトーム前矢田駅、砂田橋駅、茶屋ヶ坂駅、自由ヶ丘駅、本山駅、名古屋大学駅、八事日赤駅、総合リハビリセンター駅、瑞穂運動場東駅、新瑞橋駅、堀田駅、伝馬町駅、小幡駅、小本駅、春田駅、笠寺駅、大高駅、神宮前駅、大江駅、大同町駅、柴田駅、鳴海駅、烏森駅、荒子駅、南荒子駅、中島駅、名古屋競馬場前駅、荒子川公園駅、稲永駅、野跡駅

## 豊川駅西口第2自転車駐車場 定期利用について

豊川市豊川駅西口第2自転車駐車場を定期利用する者は、「豊川市豊川駅西口第2自転車駐車場条例」、「豊川市豊川駅西口第2自転車駐車場管理規則」及び「豊川市豊川駅西口第2自転車駐車場管理運営要綱」を遵守し、安全に駐車場を利用してください。

豊川駅西口第2自転車駐車場はフットレバー式スライドラックを採用しています。ラックに乗らない可能性があるもの（3輪、タイヤが太い等）については、事前に管理業者にお問い合わせください。空きがあれば平置きの枠内に駐車できます。

※フットレバー式スライドラックに収納可能な自転車の規格

全長1900mm以下、幅600mm以下、タイヤ幅54mm以下

### ①供用時間及び入出場取扱時間

自転車駐車場（以下「駐輪場」という。）の入出場時間は、午前0時から午後12時までです。入出場についてゲートが開閉しない等は管理業者に連絡をしてください。

【管理業者】 株式会社日本メカトロニクス 電話：052-339-2611（24時間対応）

### ②定期期間及び使用料金について

駐輪場の利用方法は、月ごめの定期利用に限ります。購入が可能な定期期間は1か月、3か月、6か月です。利用を開始する日の前日までに、駐輪場内の精算機で精算してください。

区分	1か月	3か月	6か月
一般	1,500円	4,000円	7,200円
学生	1,000円	2,700円	4,800円

※1台の料金です。1か月は月の初日から末日までのことをいいます。

※学生は使用料金を精算しようとする前日までに、豊川駅東駐車場・管理事務室で、学生であることの確認を受けてください。翌営業日の午後から精算が可能になります。年度をまたぐ際の学生証の確認も同様に行います。

### ③利用の申込み

駐輪場を利用しようとする場合は、利用を開始しようとする日の属する月の前月20日までに、所定の手続きによって申し込みをしてください。利用を許可された方には「定期駐車券」（駐輪場専用ICカード）を郵送します。月の途中から利用を開始したい場合は、管理業者に確認をしてください。

### ④使用料金の精算及び定期駐車用ステッカー

郵送された「定期駐車券」を駐輪場内の精算機にかざし、現金又は交通系ICカードにより、使用料金の精算をしてください。発行される「定期駐車用ステッカー」を、自転車後部の見やすい所に貼り付けてください。

### ⑤定期利用の更新

定期利用の期間満了後に引き続き駐輪場を利用しようとする場合は、期間が満了する月の21日から月末までの間に、引き続き利用しようとする定期利用の区分に応じた使用料を納入してください。新たに発行された定期駐車用ステッカーは、再度、自転車後部の見やすい所に貼ってください。

### ⑥定期利用の解約

定期利用の期間満了後、引き続き駐輪場を利用しない場合は、その利用を終えた後、駐輪場内に備え付けた箱に、「定期駐車券」を返却してください。また、定期利用の期間終了前に駐輪場を利用しなくなる場合は、豊川市市民部人権交通防犯課に申し出てください。また、使用料の還付ができる場合は、還付請求書を提出してください。

### ⑦利用申込み事項の変更

当初の申込み事項に変更が生じた場合は、所定の様式により変更の内容を届け出てください。買替え、修理等により、別の自転車等で定期利用する場合も、同様式により、あらかじめ届け出てください。

### ⑧利用上の注意

- ・現地の利用案内や利用のきまりに従って、正しく利用してください。
- ・駐輪場内ではラック内に正しく駐車してください。平置きの枠内は、あらかじめ申出でいただいた方が利用します。
- ・通路に自転車を放置したり、出入口周辺に自転車を放置しないでください。
- ・条例、規則及び管理要綱に反した場合、利用の許可を取り消す場合があります。
- ・定期駐車用ステッカーの貼付けがない自転車は、許可を得ていない自転車として、移動及び撤去する場合があります。
- ・移動及び撤去する場合に、ワイヤー鍵等の鍵類を切断する場合があります。その際の損害等については、一切責任を負いません。